

R4.9 提出用

番城公民館避難所運営マニュアル

2. 避難所の運営体制

(1) 開設時の参集者

避難所開設時には、市担当者、施設管理者、避難者リーダー（避難所運営委員会名簿を参考）が参集します。参集後は、市担当者、避難者リーダーを中心に避難所を運営します。

避難所運営委員会	
市担当者	避難所の開設・運営のため、避難所に参集する市職員です。（ローテーションによる交替者も含まれます。）
施設管理者	避難所となる施設の管理者（学校の場合は学校の教職員、公共施設の場合はその施設の職員）です。（ローテーションによる交替者も含まれます。）
避難者リーダー	避難所開設時に避難者を代表する方（自主防災会の役員と防災士）で、避難所開設の初期の運営に従事します。避難所運営委員会が設置されると運営は、同委員会に移行し、その会の任務に就きます。
会長、副会長	避難所運営委員会の業務を総括またはこれを補佐するために選任された方です。問題がなければ、自主防災会と防災士会の役員がその任に就きます。
部長	避難所運営委員会内に設ける部ごとの責任者です。
部屋長	避難者の部屋・区画ごとの代表者で、配給や当番等の業務を行う方です。

(2) 避難所運営体制

校区の自主防災会役員、防災士、自治会長、地域の各種団体代表者を中心に、避難者に協力を求め、避難所運営委員会を組織し、施設管理者や市担当者と連携を取り、避難所を運営します。

避難所運営委員会

番城・祝森地区の実情に合わせ、各避難所と連携して柔軟に対応してください



(3) 避難所運営委員名簿 ※避難所開設後、参集者を中心に確認し、決定してください。

○ 番城地区

<運営管理責任者> (番城公民館)

施設管理者	【館長】 櫻田矩雄	
職員	【主事】 川本千鶴	【主事補】 山木路子

(番城小学校)

施設管理者	【校長】 安藤 賢治	【教頭】 山田真理
教員	【防災担当教諭】 西原史郎(学校安全主任)	

(番城美德認定こども園)

施設管理者	【園長】 居村千代	【主任】 有元美恵
-------	-----------	-----------

(番城福社会館)

施設管理者	【館長】 川口全子	
職員	【主査】 横山和郎	【指導員】 砂田幸代

<避難所活動部>

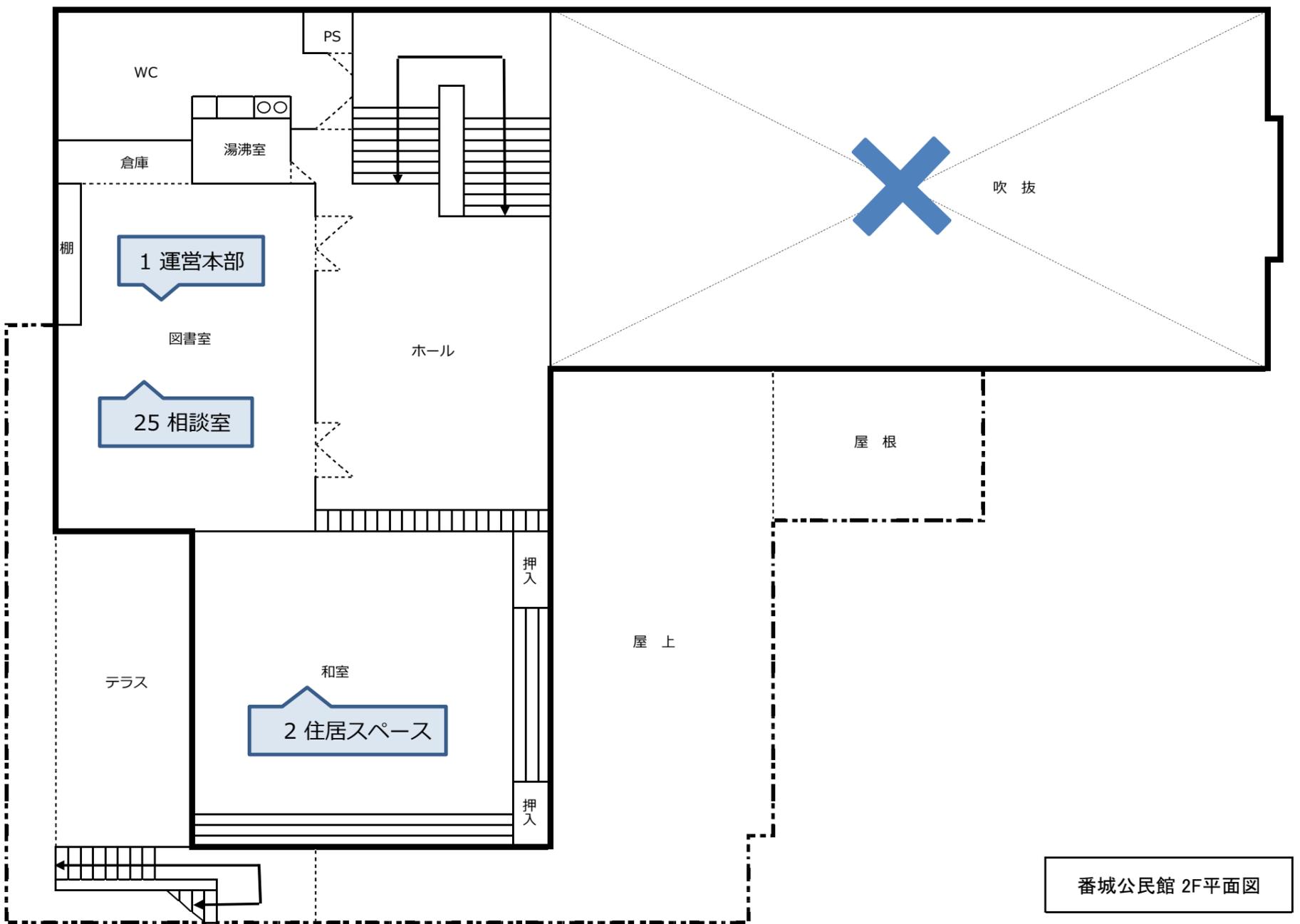
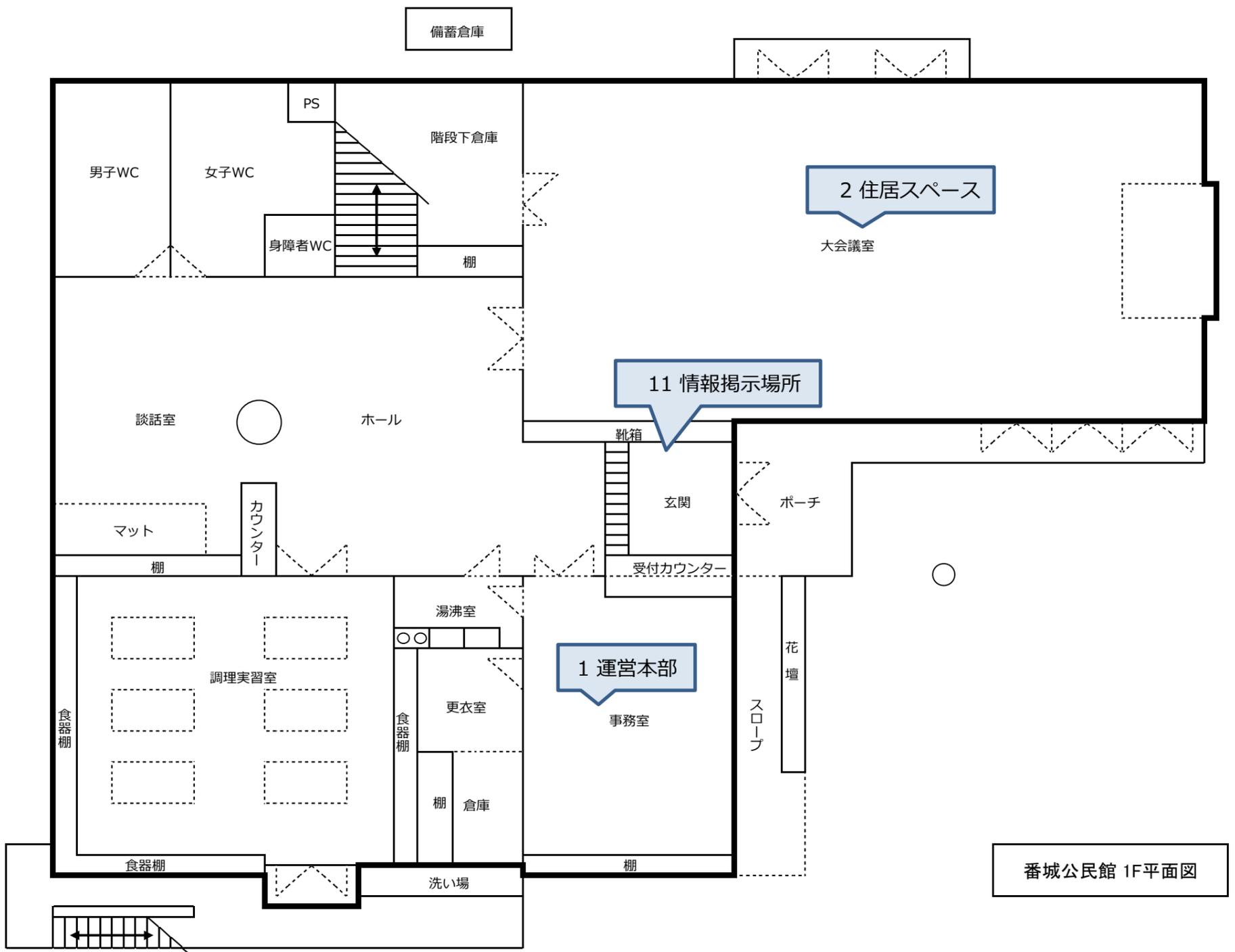
班 名	担当者 又は 団体名	【会長等】	【副会長等】	【アドバイザー等】
総本部	校区自主防災会/ 防災士会の三役	【会長】 大野照明	【副会長】 河野俊介	【副会長】 山下秀和
情報部	情報部長	【部長】中川裕輔	【副部長】中川秀樹	【アド】西崎真央
	自治会(16)	【会長】大野照明	【副会長】三好勉	【会計】中川秀樹
	PTA	【副会長】細川弥栄	【保体部長】河野徹	【保体副】古川永春(祝)
	少年補導/青パト隊	【少会長】武内末博	【少副会長】谷口隆晴	【青会長】大野照明
管理部	管理部長	【部長】浦田隆志	【副会長】河村映之	【アド】西崎勝士
	4施設の管理者			
衛生部	衛生部長	【部長】高木健三	【副部長】清水房一	【アド】畠山千愛
消火部	消防団 城南分団	【分団長】	【副分団長】	【部長】5名(6部を除く)
	自治会(16) 初期消火	【会長】大野照明	【副会長】三好勉	【会計】中川秀樹
救出・ 救護部	救護部長	【部長】山下和彦	【副部長】増田明則	【アド】徳田千鳥
	消防団 城南分団			
避難誘導部	自治会(16)	【会長】大野照明	【副会長】三好勉	【会計】中川秀樹
給食・ 給水部	物資食料部長	【部長】平井昌秀		【アド】山村洋志(祝)
	婦人会	【会長】高橋美代子	【監査】信田富士子	
福祉部	民生児童委員	【会長】小關啓子(祝)	【副会長】森健二	
	自主防災会	【副会長】河野俊介		
	老人クラブ	【会長】金田義一	【副会長】奥野久男	【副会長】門田幸子
災害支援部	ボランティア部長	【部長】兵頭智春	【副部長】兵頭朋子	
	地区社会福祉協議会	【会長】大野照明	【副会長】後藤弘典	【副会長】三好勉
物質配給部	物資食料部長	【部長】平井昌秀	【副部長】清家稔	【アド】山村洋志(祝)
	自主防災会	【副会長】山下秀和		
	分館主事会	【会長】古川功人	【副会長】堀田康史	

避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。

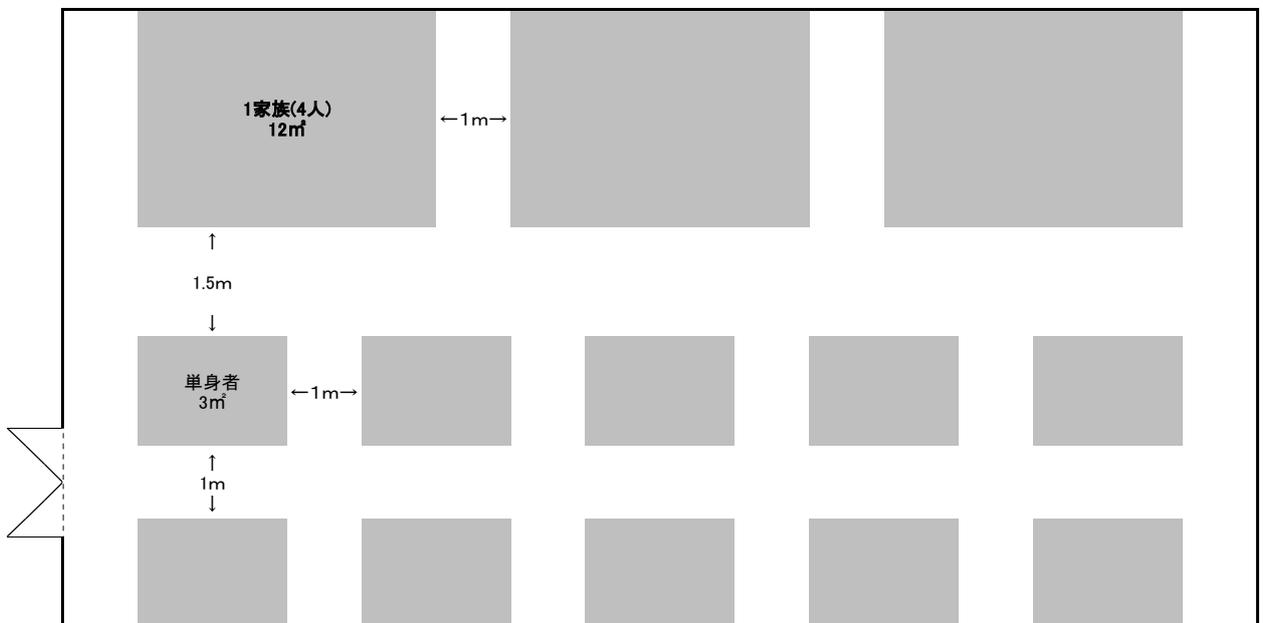
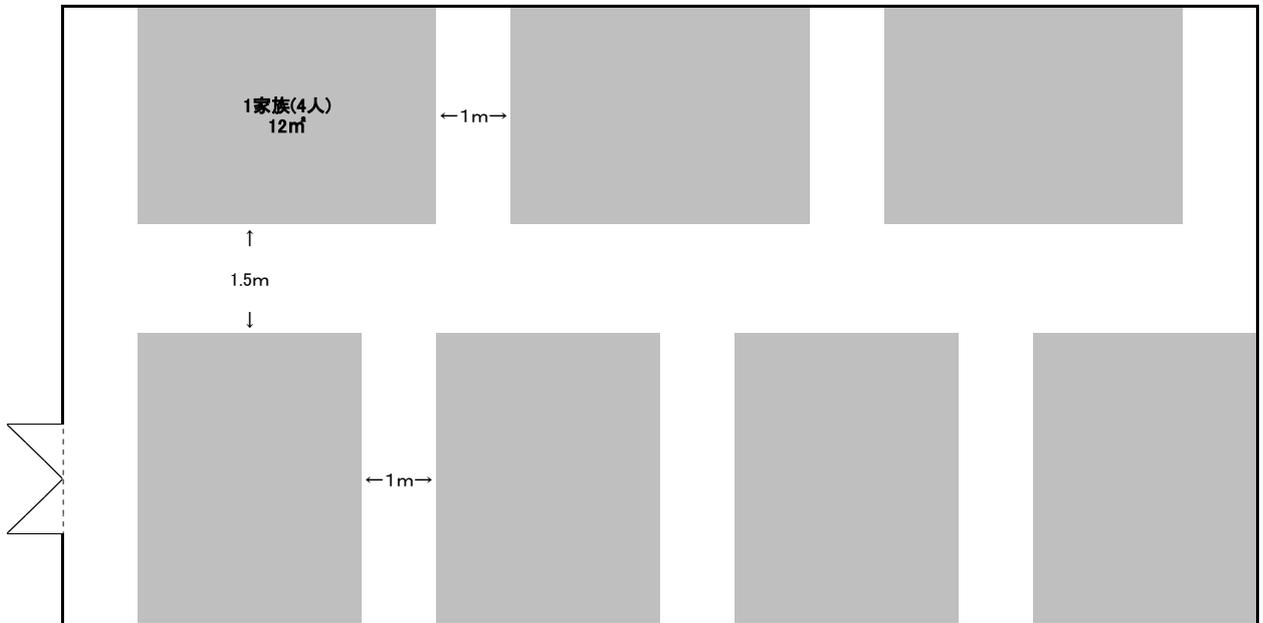
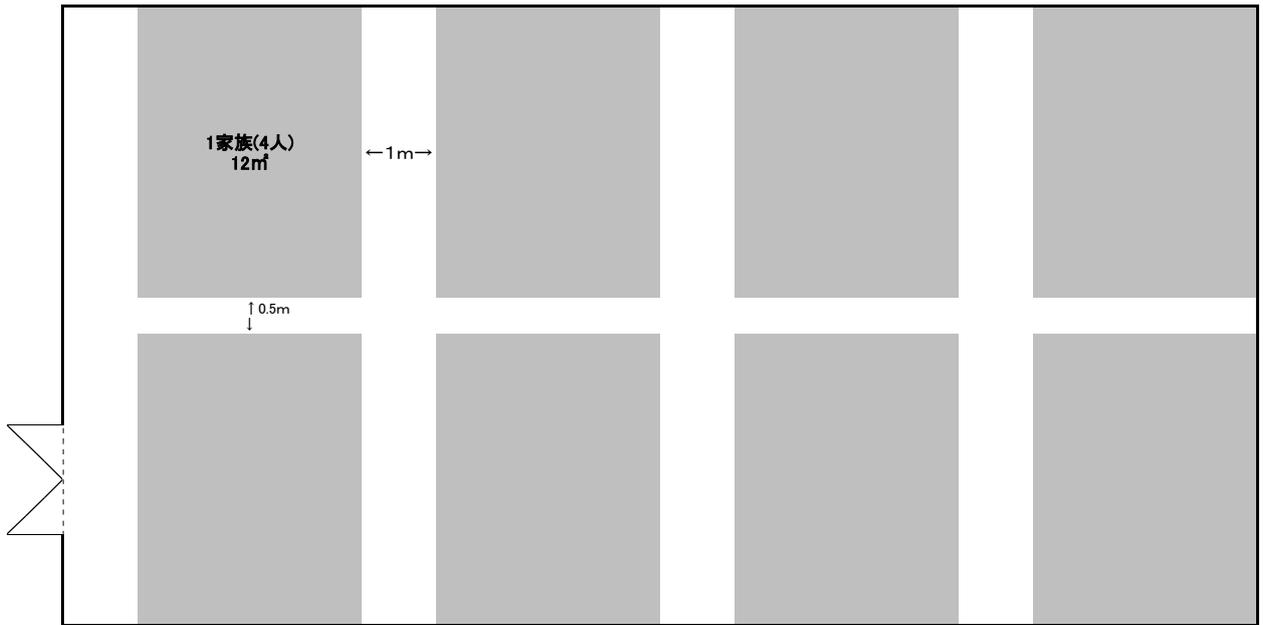
〈番城公民館・番城小学校・こども園〉

※運動場に防災井戸あり

No.	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所（状況により使い分ける）
1	○	○	運営本部	公民館2階小会議室、事務室
2	○	○	居住スペース	体育館 公民館1階大会議室、2階和室
3	○	○	福祉避難室(要配慮者スペース)	
4	○	○	福祉避難室(要配慮者スペース)	本館1階の教室
5		○	備蓄倉庫	体育館2階(トイレの上付近)、中運動所奥、 こども園と体育館の間 計3棟、公民館横
6		○	救護室	本館1階の教室
7		○	学校備品保管室	各所
8	○	○	授乳室・子どもスペース・妊婦 授乳中の母親・着替え等	こども園
9	○	○	体調不良者(感染症等)スペース	本館2階の教室
10	○	○	未就学児童等	こども園
11		○	情報機器設置室	
12	○	○	情報掲示場所	公民館玄関、体育館内玄関、校舎廊下各所
13		○	ゴミ置き場	グラウンドの番城山横
14		○	仮設トイレ設置場所	グラウンド(うんてい付近)
15		○	マンホールトイレ設置場所	公民館駐輪場、プール周辺
16		○	救援物資集積所	体育館ステージ
17		○	救援物資配布場所	体育館ステージ
18		○	仮設電話設置場所	
19		○	入浴(水浴び、シャワー設置)	プール
20	○	○	男子更衣室	体育館トイレ、プール更衣室
21	○	○	女子更衣室	体育館トイレ、プール更衣室
22		○	洗濯場所	プール
23		○	男子物干し場	小プール
24		○	女子物干し場	西校舎1階の図工室
25		○	相談室	本館の支援員室、公民館2階小会議室前
26		○	調理・炊き出し場所	西校舎1階の家庭科室、または、グラウンド
27		○	飲料水	公民館駐車場
28		○	生活用水	プール
29		○	車中避難車などの駐車スペース	グラウンド
30		○	テントスペース	中運動場
31		○	緊急車両用駐車場所	体育館前駐車場
32		○	ペットスペース	グラウンドの番城山横



☆大会議室レイアウト案



4. 避難所のルール

(1) 避難所全体のルール

◆この避難所における共通ルールは次のとおりです。

◆避難した方は、守るよう心がけてください。

番城校区 避難所運営委員会

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表（自主防災会役員・防災士・公民館に関する各種団体役員等）、市担当者、施設管理者等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日 9 時と 16 時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総本部と情報、管理、衛生、消火、救出救護、避難誘導、給食給水、福祉、災害支援、物質配給の各活動部を避難者で組織します。
- 3 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。ただし、住宅（家屋）をなくした人に対しては、この限りではありません。
- 4 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資などの配給を希望する在宅避難者等も登録する必要があります。
- 5 校長室や職員室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋には避難できません。また、避難所では居住スペースの移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として配給できません。（備蓄食料は、子ども達の4食分しかありません）市外からの援助物資が届いて配給できるようになった場合は、以下のように行います。
 - (1) 食料・生活物資は、避難者の部屋ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも行います。
 - (4) 粉ミルク・おかゆ・おむつなどの特別な要望は、個別に対応します。
 - (5) 食物アレルギーのある方は、原材料などを確認してください。
- 7 放送は、20 時で終了とします。
- 8 消灯は、21 時です。ただし、廊下は点灯したままとします。
- 9 トイレは、各トイレに掲示してある注意事項にしたがって使用することとします。
- 10 避難所の清掃は、避難者が交替で行うこととします。
- 11 喫煙は、避難所敷地内では禁止します。
- 12 飲酒は自粛してください。委員会の許可を得た場合のみ、所定の場所をお願いします。
- 13 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 14 犬、猫等のペット（補助犬を除く）避難所内の居住スペースに入れることは禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
- 15 ごみは、分別して指定された場所に出してください。
- 16 感染予防のため、手洗い・うがい・咳エチケット・消毒を励行することとします。
- 17 体調不良がある方は、お知らせください。
- 18 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

※避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

(3) トイレ使用のルール

女性や子どもがトイレに行く際には、複数の人で行きましょう。

大規模地震時、水洗トイレは設備点検が終わるまで使用禁止です。下水道が使用できるまでは仮設トイレを使用します。

1. 災害発生から設備点検まで または 下水道が使用できない場合

- (1) 組み立て式仮設トイレを使用します。
- (2) 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- (3) トイレを使用する際は、使用していることがわかるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- (4) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- (5) 排泄物は排泄物用のゴミ袋等、必ず所定の場所に捨てましょう。ゴミ袋がたまってきたら、気づいた人が衛生部に報告してください。

2. 下水道は使用できるが、上水道が使用できない場合

- (1) 施設のトイレまたはマンホールトイレを使用します。
- (2) プールの水を流し用にポリバケツに汲み置きし使用します。
- (3) トイレトーパーは、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、悪臭防止のため必ずふたを閉めてください。
- (4) トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を一度タンクに入れて、レバーを引いて流してください。
- (5) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- (6) ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
⇒手洗いは、手洗い場に備えつけてある水（手洗い用）を使用してください。
⇒大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- (7) 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。部屋ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人たちが協力して水汲みを行いましょう。

3. 下水道および上水道共に使用できる場合

- (1) 施設のトイレを使用します。
- (2) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

(4) 火気使用のルール

1. 避難所で火気を使用する場所は原則として西校舎1階（家庭科室）と『グラウンドの（炊き出し場所）— 公民館の調理実習室との連携』とします。
 - 居住区間での火気の使用は行わないでください。

- 個人のカセットコンロを使用する際も（家庭科室）で使用してください。
- 火気を使用する際は、必ず消火バケツや消火器を用意してください。
- 2. 夜間（20時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。使用する必要がある場合は、消火部に申し出てください。
- 3. 居住区画で施設管理者に確認した使用可能なストーブ等暖房器具を使用する際は、部屋で責任を持って管理してください。燃料を交換する際は、物資配給部に申し出てください。
- 4. ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
- 5. 避難所は原則禁煙です。

（5）夜間の警備体制のルール

1. 夜間、共有部分は消灯せず、21時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
2. 〈校舎や体育館、公民館のトイレが利用できる時〉 夜間は不審者の侵入を防止するために、建物の入口と門扉を施錠しますので、ご協力ください。緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
3. 夜間は避難所受付けに当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、一声かけてください。
4. 当直は交代制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますので、ご協力ください。
5. 施錠する時間は23時～翌日6時とします。

（6）食料配布のルール 〈十分な食料が市外から援助された場合〉

※ 不足する食料などは、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。

1. 食料・水などは公平に分配します。
2. 食料の受取時・配布時は、必ず手洗い又は手指消毒をし、配付者はマスクを着用し、使い捨て手袋をしましょう。
3. 食料を受取り、保管する時には期限や保存方法を確認し、適切に管理します。弁当等腐敗し易い食品は冷蔵庫で、冷蔵庫が無い場合は出来るだけ涼しい所で保管します。
4. 食料配布時は期限表示を再確認し、期限内に消費するよう注意喚起して下さい。
5. 調理品は、取りおきできませんので調理後1時間までしか配布しません。
6. 食料の差し入れ（炊き出しを含む）の提供を受ける際は、いつ、誰からの差し入れか確認し、記録しましょう。
7. 食料は、原則毎日11時頃に、場所は、（ 体育館入り口 ）で配付しますので、秩序を守って指示に従い受け取ってください。
8. 人によっては、食料品の中の原材料（卵・小麦・そば・落花生（ピーナッツ）・乳・えび・かに等）でアレルギーを起こす場合がありますので、配布の際には、食物アレルギーをお持ちの方への注意喚起をして下さい。

(7) 物資配布のルール〈十分な物資が市外から援助された場合〉

※ 不足する物資などは、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。

1. 物資などは公平に分配します。
2. 物資を受取り、保管する時には期限や保存方法を確認し、適切に管理します。
3. 物資の配付は、組・部屋・スペース単位にお渡ししますので、各組で分配するようにしてください。
4. 物資などは、原則毎日 10 時頃に、場所は、(体育館入り口) で物資配給部が配付しますので、秩序を守って物資配給部の指示に従い受け取ってください。
5. 生理用品など女性特有品につきましては、(こども園の女性配慮スペース) で担当者(女性)が配付いたします。男性は立ち入らないようお願いします。
6. 配付する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達します。
7. 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資配給部に連絡してください。

(8) ペット飼育のルール

- 避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。
- ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

ペットの存在は、飼い主にとっては気にならないことでも、臭い、排泄物、鳴き声などから、他の人には過度なストレスとなります。避難所で人と共存するには、一定のルールを設けるなど、トラブルにならないように配慮が必要です。

なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障がい者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。ただし、避難所内に同行することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室を準備する等の対応をします。

1. 避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。
2. ペットには迷子札を装着し、避難所敷地内の屋外部分にペットスペースを設け、ケージやキャリーケース等を使用して飼育します。
3. 校庭等での放し飼いを禁止します。
4. ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。また、散歩時の排泄物の管理も同様とします。
5. 大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類の同行を原則禁止します。
6. ペットの飼い主は、『様式 10：避難所ペット登録台帳』を衛生部長に提出します。

ペットの飼い主(飼育者)は、近隣の動物病院や動物保護団体の連絡先を確認しておきましょう。

(9) 授乳及びおむつ替えのルール

1. 授乳及びおむつ替えの場所を（こども園）に設置しておりますので活用してください。
2. 授乳場所については、男性の立ち入りを禁止します。
3. おむつについては、悪臭防止・感染予防のため、小さいビニール袋に入れてから所定のごみ・資源集積場に捨ててください。

(10) 感染症予防のためのルール

1. 食事の前・トイレの後は手を洗ってください。
水の確保が困難な場合は、手指消毒剤で消毒しましょう。
2. 炊き出しや配食のときは、手洗いし、使い捨て手袋及びマスクを装着しましょう。
水の確保が困難な場合は、手指消毒剤で消毒し、使い捨て手袋及びマスクを着用しましょう。
3. 屋外・室内の履物は履き替えましょう。
また、室内トイレを使用の際はトイレ用の履物を利用しましょう。
4. トイレ内の消毒等、避難所内で協力し合い必要な環境消毒（次亜塩素酸ナトリウム希釈液等を使用）を行いましょう。
5. 嘔吐者が出た場合は、吐物や床を次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、嘔吐等で汚染した衣類も、感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
6. 可能な限りマスクを着用し「咳エチケット」を心がけましょう。
7. 咳や、嘔吐・下痢が続く場合は、避難所運営本部に申し出てください。
8. 発熱・長引く咳（2週間以上）等感染症が疑われる場合は、避難所内で個室を確保し、受診につなげましょう。
※感染者の入浴は避けるか、最後に入浴するなどの配慮をしましょう。（入浴施設が整った場合）

宇和島市では

「避難所運営管理マニュアル（新型コロナウイルス感染拡大防止編）」を定めていますので、このマニュアルに基づいてください

各避難所運営マニュアルに係る愛媛大学における講評一覧

21	12 番城公民館	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 小規模災害時にも掲示があった方がいいのではないか ⇒ 小規模災害時にも掲示 ⇒ しっかり名簿が作成されているため良いと思う ⇒ 学校災害時に教室を利用している場所はどうなのか ⇒ 検討課題 ⇒ もう少し詳細まで記載してほしい ⇒ レイアウト案追加・名簿担当者追加 ⇒ 避難者が増えた場合、体育館を使用したらどうか ⇒ 昨年度記載漏れ→記載済
----	----------	--

【番城公民館】

〒798-0085 宇和島市宮下甲 201 番地

TEL/FAX : 0895-27-1790

E-Mail : banjo-ph@city.uwajima.lg.jp